

余市町 自治体DXに関する全体方針

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

令和4年12月

北海道 余市町

目 次

1 自治体DXに関する全体方針について	
(1) 自治体DXの背景.....	1
(2) 自治体DXに関する取組を推進する目的.....	1
(3) 全体方針の位置付け	2
(4) 計画期間	2
2 自治体DXに向けての基本方針	
(1) 行政サービスの利便性向上.....	3
(2) 業務生産性の向上	3
(3) 情報セキュリティ対策の強化.....	3
3 取組事項	
(1) 自治体情報システムの標準化・共通化	4
(2) 行政手続のオンライン化	4
(3) AI・RPAの活用による業務改善の推進.....	5
(4) 情報セキュリティ対策の徹底	6
(5) マイナンバーカードの普及促進	6
(6) テレワークの推進	7
(7) 文書の電子化の推進及び電子決裁の導入	7
(8) デジタルデバイド対策.....	7
4 推進体制	
(1) 推進体制の整備.....	8
(2) 人材の確保・育成	9

1 自治体DXに関する全体方針について

(1)自治体DXの背景

情報通信技術（ICT）をめぐる技術の進歩は、急速なスピードで進展しており、特にスマートフォンが普及してからは、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まってコミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療、介護等のあらゆる場面でデジタル技術が必要不可欠なものとなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、Web会議やオンライン教育、テレワークやワーケーションなど、働き方やライフスタイルの変化を加速させ、「新たな日常」が広がり始めています。

一方で行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れも明らかなものとなり、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が求められています。

総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」より抜粋

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められている。

こうした認識に基づき、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きい。

(2)自治体DXに関する取組を推進する目的

デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、ICT技術の活用により職員の業務効率化を図ることを目的とします。また、生産性向上による人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを推進します。

(3) 全体方針の位置付け

国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」及び「自治体DX全体手順書」における、自治体DX推進のための「全体方針」として位置付けます。

(4) 計画期間

本方針の計画期間は、国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」との整合性を図り、令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までとします。

なお、国が検討を進める自治体情報システムの標準化・共通化、ガバメントクラウドの整備、マイナンバーカードの普及状況等の最新動向を踏まえ、必要に応じて方針の見直しを随時行います。

別紙1 自治体の主な取組スケジュール

	2020年度 (令和2年度) 1~3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
推進体制の構築	体制の整備					
	人材の確保・育成等					
自治体の情報システムの標準化・共通化		ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大				
		先行事業の実施		標準準拠システムへの移行(※) (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用)		
		PMO支援ツールの作成		PMO支援ツールの提供		
		補助		※取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。		
		住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、ガバメントクラウドへの移行のために必要となる準備経費(現行システム分析調査、移行計画策定等)・システム移行経費(接続、データ移行、文字の標準化等)を補助				
自治体の行政手続のオンライン化	利便性向上に資する手続のオンライン化		その他手続のオンライン化			
		補助				
		子育て、介護等の手続について、マイナンバーと自治体の基幹システムのオンライン接続を行うため、マイナンバーへの接続に当たっての機器設定、連携サーバー等の設置に要する経費に対して補助				
セキュリティ対策の徹底		次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行				
		補助		総務省が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行を補助		

(総務省：自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画)

2 自治体DXに向けての基本方針

(1) 行政サービスの利便性向上

住民の利便性に資するデジタル技術の活用を利用者目線で推進します。時間や場所を問わない行政サービスの提供など、住民の利便性が向上し、負担を軽減することを目指します。

(2) 業務生産性の向上

ICTの導入自体が目的とならないよう、DXの視点で業務を見直し、業務生産性の向上を推進します。業務効率化による人的資源を活用し、新たな事業の展開や行政サービスの品質向上を目指します。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

デジタル社会に対応した情報セキュリティのさらなる強化に努め、常に安全・安心な行政サービスの提供を推進します。

3 取組事項

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)において、標準化対象の事務の処理に係る情報システムは、国が定める標準化基準に適合しなければならないこととされています。さらに、自治体は、国による全国的なクラウド活用の環境の整備状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされており、現在デジタル庁を中心として「ガバメントクラウド」の構築に向けて取組が進められています。

DX推進計画において、国は標準準拠システムへの移行の目標時期を令和7年度としています。本町においても、国の定める目標時期に向けて、標準準拠システムの導入やクラウド活用の検討を進めることで、情報システムの調達や維持管理・法令改正対応等の業務の簡素化を目指していきます。また、標準準拠システムに沿った標準の業務フローを参考に、各種業務フローの見直しを進め、さらなる業務の効率化につなげていきます。

標準化対象事務（基幹系20業務）

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

(総務省：自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画)

(2) 行政手続のオンライン化

行政手続のオンライン化については、「デジタル行政推進法」において、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な「デジタル3原則」が基本原則として明確化され、国の行政手続のオンライン化実施が原則とされるとともに、自治体においても行政手続のオンライン化実施に取り組むことが努力義務とされています。

また、国では令和4年度末には、ほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指してマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化の仕組みを普及させる取組を推進しています。

本町では、住民の利便性向上と事務作業の効率化を目指し、費用対効果、住民ニーズな

どを手續ごとに確認しながら、行政手續のオンライン化を推進していきます。

さらに、自治体情報システムの標準化・共通化と行政手續きのオンライン化は、単に新たなシステムの導入や更新にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存といった一連の業務の流れをデジタル化できるように、業務内容や業務プロセスを見直すことにより、その効果が大きく発揮されるよう考慮して取り組んでいきます。

(3) A I ・ R P A の活用による業務改善の推進

本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、人的資源を本来注力すべき業務に振り向け、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくため、A I や R P A などのデジタル技術を今後積極的に活用すべきとされています。また、A I ・ R P A の活用においては、既存の業務プロセスを前提とするのではなく、業務そのものの必要性の検討や業務プロセスの徹底した見直しを行った上で、A I ・ R P A を導入することが重要となります。本方針にも掲げる自治体情報システムの標準化・共通化や行政手續のオンライン化等の対応を行う中で、業務効率化の効果が見込まれる業務についてA I ・ R P A 等のツールを有効活用することも視野に入れ、業務プロセスを検討していきます。

効果を得やすい分野

住民情報系の業務から内部事務系の業務まで、幅広くRPAの利用が進みつつあります。

<p>住民情報</p>  <p>住民基本台帳</p>	<p>地方税</p>  <p>個人住民税、法人住民税、 軽自動車税、固定資産税、 取滞納管理</p>	<p>健康・医療</p>  <p>国民健康保険、 後期高齢者医療、 健康管理</p>	<p>福祉</p>  <p>国民年金、障害者福祉、 介護保険、生活保護</p>
<p>子育て</p>  <p>児童手当、児童扶養手当、 乳幼児医療、ひとり親医療、 就学、保育、学童保育</p>	<p>財政・会計・財務</p>  <p>財務会計</p>	<p>組織・職員</p>  <p>庶務事務、人事給与、 文書管理</p>	<p>その他</p>  <p>ふるさと納税、 インフラ・公共施設管理</p>

(総務省：自治体におけるRPA導入のすすめ)

(4)情報セキュリティ対策の徹底

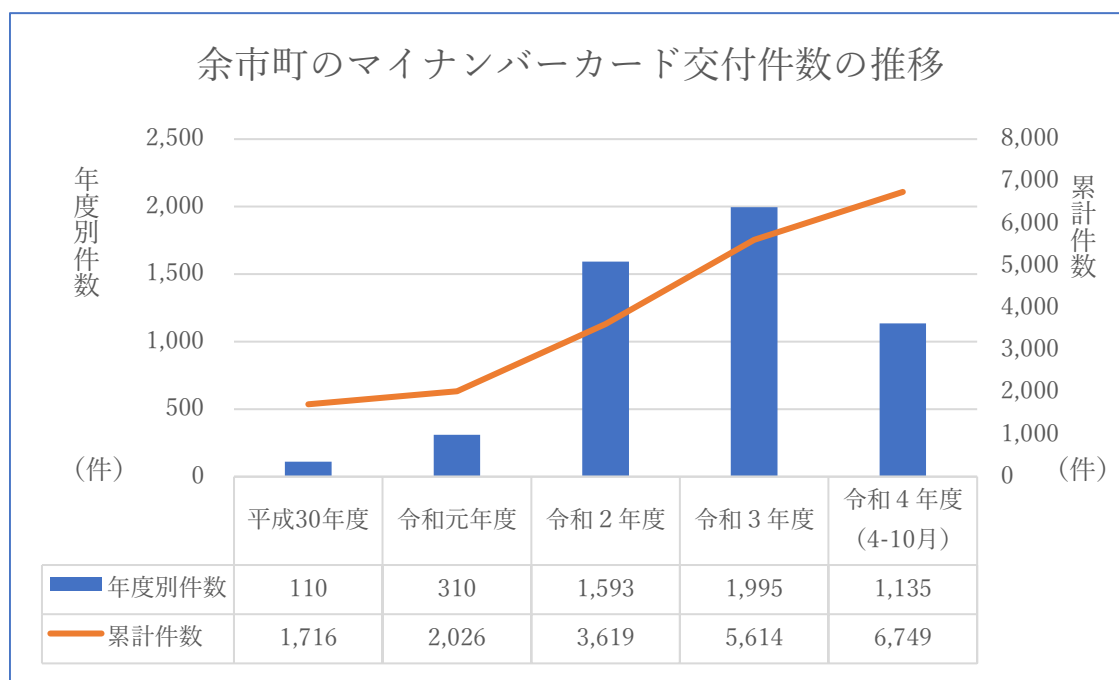
I C Tの利活用を推進する上では、様々なツールの利用やインターネット経由でのオンライン申請等、これまで以上にセキュリティの脅威を意識した対応が不可欠となります。国で検討されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定や最新のサイバーセキュリティ技術の動向を踏まえ、適切に情報セキュリティポリシーの見直しを行い、対策を徹底していきます。

(5)マイナンバーカードの普及促進

国はD X推進計画において「マイナンバーカードの普及促進」を重点取組事項の一つとしており、令和4年度末を目指してほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとしています。また、マイナンバーカードの運転免許証との一体化やスマートフォンへの機能(電子証明書)搭載などマイナンバー制度の活用を検討しています。

本町においてもマイナンバーカードを取得することにより新たな体験価値を得られるよう、マイナンバーカードの交付を促進するとともに、マイナンバーカードを活用した行政サービスを推進していきます。

余市町のマイナンバーカード交付件数の推移



(6)テレワークの推進

職員が仕事と生活のバランスを取りつつ十分に能力が発揮でき、あわせて職員一人ひとりの強みが活かせる仕事環境の整備について検討する必要があります。在宅勤務をはじめとしたテレワークは、ICTの活用により時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の一つとされています。引き続き、在宅勤務については、庁内関係各課による協議、ICT利活用に係る検証、対象業務の洗い出し等を実施し、導入に向けた検討を進めていきます。

(7)文書の電子化の推進及び電子決裁の導入

現在、本町における行政文書の大半は紙媒体を正本としていますが、その管理や保存に多くの労力と場所を要し、環境的な負荷もかかるという課題があります。国は行政文書を電子的に管理することを原則とする方針を打ち出しており、本町においても、より適切かつ効率的に文書管理業務を行うために、電子データの適正な処理及び管理の方法を確立し、文書の電子化を推進します。また、意思決定の迅速化及び効率化を図るために、電子決裁の導入についても併せて推進していきます。

(8)デジタルデバイド対策

デジタルデバイドとはインターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のことです。自治体DXに関する取組について、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰も取り残さないとの観点を踏まえ進めていくことが必要です。

また、技術の進展により、個々人がコンピュータを使いこなす能力を身につけなくても町への申請をより簡単に行うことができるような、操作性が高く、分かりやすい仕組みによりデジタルデバイドが解消できる可能性があります。様々な技術の動向を注視しながら、個別の案件ごとに費用対効果等を十分に検討した上で導入の可否について判断をしていきます。

4 推進体制

(1) 推進体制の整備

本町におけるDXの推進は、全ての部課に関連する全庁的かつ横断的な取組です。

これを効率的かつ効果的に推進していくために、次のとおり体制を整備します。

ア 最高情報統括責任者（Chief Information Officer、以下「CIO」という。）

CIOは本町のデジタル化施策全体を指揮統括します。

イ DX推進プロジェクトチーム

DXによる住民サービスの向上及び業務の効率化をスピーディーに推進するため、総務課と企画政策課によるCIO直属のDX推進プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

ウ DXワーキングチーム

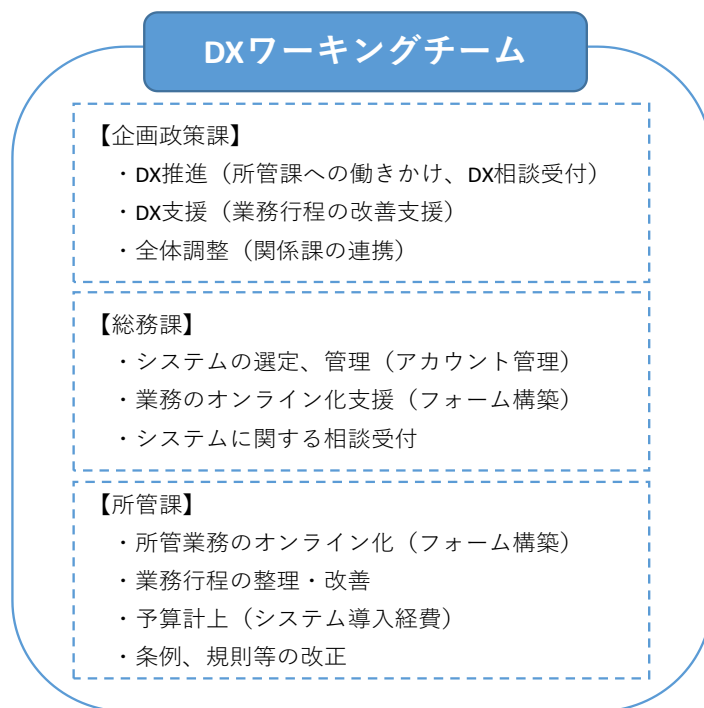
個別的・専門的な取組については、PTに所管課を加えたDXワーキングチームを設置して推進する等、横断的にDXを推進していきます。

エ 外部人材や知見の活用

CIOのマネジメントを専門的知見から補佐する役割や、DXの取組について、技術的な助言やサポートをする役割などを重視し、外部の専門人材や知見を積極的に活用します。

オ 体制の整備

必要に応じて推進体制の見直しを行い、DXを推進します。



(2)人材の確保・育成

○外部人材の活用

全庁的なICTの活用に関しては人材の確保が課題であり、内部の人材だけでは十分な能力や経験を持つ職員を各部門の役割に見合ったデジタル人材として配置することは難しい状況があります。そのため、CIOへのアドバイザーとして外部の専門人材を活用し、取組を進めていきます。

○人材の育成

デジタルを活用した行政サービスや業務効率化のためには、既存の業務を見直すための考え方やデジタル技術に関する知識・スキルが必要なことから、デジタル人材（職員）の確保に努めます。

また、必要な知識・スキルの習得に向けた職員研修を実施するとともに、庁内での成功事例を生み出し横展開していく等の取組により、ICTを活用することが可能な人材を育成します。

余市町
自治体 DX に関する全体方針

令和4年（2022年）12月 策定

余市町総務部企画政策課